

平成31年度特別養護老人ホーム等の整備について

1 基本的な考え方

奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画（以下「第7期計画」という。）においては、奈良県地域医療構想と奈良県保健医療計画との整合を図り、地域における医療介護が地域の状況等に応じて総合的に確保できる体制づくりを推進するため、本計画の圏域は、二次保健医療圏と同一区分として定めています。

このため、第7期計画においては、各圏域の整備計画数上限を超えて選定は行わないこととします。また、特別養護老人ホームのショート床転換の取扱いについては、第7期計画の最終年度の募集時に検討を行うこととします。

2 募集概要

(1) 特別養護老人ホーム（特養）

ア 今回整備床数（第7期介護保険事業支援計画床数のうち平成31年度分）：

奈良を除く、西和、東和、中和、南和圏域で 計100床（ただし、各圏域の整備計画床数を超えることはできない）

第7期計画（H30～32）中の整備計画床数

	第7期整備計画数	30年度選定済	
		30年度選定済	残床数
合計	310床	90床	220床
西和圏域	50床	50床	0床
東和圏域	70床	—	70床
中和圏域	90床	40床	50床
南和圏域	100床	—	100床

- ・ 1計画当たり50床以内の計画とすること。
- ・ 地域密着型特養（入所定員が29人以下の特養）の整備でないこと。

イ 応募要件：

(ア) 原則として平成33年4月1日までに開設する計画であること。

(注) 別添の「整備要望の評価・選定について」の評価項目（土地利用制限の解除の見込み、地元関係者との調整、開発許可スケジュール等）に十分留意すること。

(イ) 整備予定地に、抵当権や根抵当権の設定がされていないこと。（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日老発第794号）における「第5その他（1）」に基づき、所管行政庁の承認されているものあるいは福祉医療機構において同規定に基づく所管行政庁の承認と同等の審査を終了しているものを除く。）

(ウ) 整備予定地が都市計画法、農地法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示すこと

(エ) 整備予定建築物（増床も含む、以下同じ）の敷地が土砂災害特別警戒区域に入っていないこと。

(オ) 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域である場合は、避難確保計画の作成に係る方針と避難訓練の実施に係る方針が定まっていること。

- (カ) 既存床が(オ)の区域内である場合は、既存床について避難確保計画が作成され避難訓練が実施されていること。
- (キ) 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。
- (ク) 施設整備費及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。
 (財源に借入金を予定している場合は、その融資が確実に見込まれること)
 (社会福祉法人を新設する場合は、運転資金として、施設運営費の年間予算の2/12以上の金額を確保していること)
- (ケ) 個室の整備の計画であること。(夫婦用2人床は一定の条件を満たす場合に限る。)
- (注) (カ)、(キ)及び(ク)については、選定審査結果通知月の前々月末(8月末)までに要件を満たさない場合は、応募要件を満たさず選定審査の対象外とするので注意すること。

ウ 補助金：

(7) 施設整備分

① 補助対象

- ・ 特養床の整備 (ユニット型個室に限る)
- ・ 1施設当たり10床以内の併設ショートステイ床の整備 (補助対象外で10床を超える整備可)

② 平成31年度補助単価

特養床 2,400千円/床
 併設ショートステイ床 1,150千円/床

(イ) 開設準備経費分

① 補助対象

- ・ 施設の開設時に必要な初度経費 (設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための周知・広告経費等)
 ※開設前6ヶ月～開設までの期間の経費に限る。

② 平成31年度補助単価

特養 (ショートステイ床は対象外) 800千円/床

(2) 介護老人保健施設 (老健)

ア 今回整備床数 (第7期介護保険事業支援計画床数)：

奈良を除く、西和、東和、中和、南和圏域で 計450床 (ただし、各圏域の整備計画床数を超えることはできない)

第7期計画 (H30～32) 中の整備計画床数

	第7期整備計画数	30年度	
		選定済	残床数
合計	470床	20床	450床
西和圏域	50床	—	50床
東和圏域	120床	—	120床
中和圏域	190床	20床	170床
南和圏域	110床	—	110床

- ・ 1計画当たり80床以内の計画とすること。

イ 応募要件：

- (ア) 原則として平成33年4月1日までに開設する計画であること。
 (注) 別添の「整備要望の評価・選定について」の評価項目（土地利用制限の解除の見込み、地元関係者との調整、開発許可スケジュール等）に十分留意すること。
- (イ) 整備予定地が都市計画法、農地法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示すこと
- (ロ) 整備予定建築物（増床も含む、以下同じ）の敷地が土砂災害特別警戒区域に入っていないこと。
- (ハ) 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域である場合は、避難確保計画の作成に係る方針と避難訓練の実施に係る方針が定まっていること。
- (ニ) 既存床が(ハ)の区域内である場合は、既存床について避難確保計画が作成され避難訓練が実施されていること。
- (ホ) 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。
- (ヘ) 施設整備費及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。
 (財源に借入金を予定している場合は、その融資が確実に見込まれること)
- (注) (オ)、(カ)及び(キ)については、選定審査結果通知月の前々月末（8月末）までに要件を満たさない場合は、応募要件を満たさず選定審査の対象外とするので注意すること。

ウ 補助金：

- (ア) 施設の開設時に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための周知・広告経費等）
 ※開設前6ヶ月～開設までの期間の経費に限る。
- (イ) 平成31年度補助単価
 800千円/床
 ※施設整備費に対する補助金はなし。

(3) 特定施設入居者生活介護（特定施設）

ア 今回整備床数（第7期介護保険事業支援計画床数）：

奈良を除く、西和、東和、中和、南和圏域で 計708床（ただし、各圏域の整備計画床数を超えることはできない）

第7期計画（H30～32）中の整備計画床数

	第7期整備計画数	30年度	
		選定済	残床数
合計	768床	60床	708床
西和圏域	355床	—	355床
東和圏域	178床	60床	118床
中和圏域	204床	—	204床
南和圏域	31床	—	31床

イ 応募要件：

- (ア) 原則として平成33年4月1日までに開設する計画であること。
(注) 別添の「整備要望の評価・選定について」の評価項目（土地利用制限の解除の見込み、地元関係者との調整、開発許可スケジュール等）に十分留意すること。
- (イ) 整備予定地が都市計画法、農地法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示すこと
- (ロ) 整備予定建築物（増床も含む、以下同じ）の敷地が土砂災害特別警戒区域に入っていないこと。
- (ハ) 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域である場合は、避難確保計画の作成に係る方針と避難訓練の実施に係る方針が定まっていること。
- (ニ) 既存床が(ハ)の区域内である場合は、既存床について避難確保計画が作成され避難訓練が実施されていること。
- (ホ) 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。
- (ヘ) 施設整備費及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。
(財源に借入金を予定している場合は、その融資が確実に見込まれること)
- (ヘ) 混合型特定施設入居者生活介護※であること。
- (コ) 施設の定員全体を指定するものとし、定員の一部を指定するものでないこと。
※「混合型特定施設入居者生活介護」とは、入居者が要介護者、その配偶者、その他厚生労働省令で定める者に限られる「介護専用型特定施設入居者生活介護」以外のものをいう。
- (注) (オ)、(カ)及び(キ)については、選定審査結果通知月の前々月末（8月末）までに要件を満たさない場合は、応募要件を満たさず選定審査の対象外とするので注意すること。

ウ 補助金：
なし

3 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり
※別添1「資料作成要領」に基づき作成すること。

4 提出期限

平成31年5月31日（金）
※郵送の場合は、当日必着のこと。

5 選定

別紙2「整備要望の評価・選定について」に基づき選定
(平成31年10月頃選定結果を市町村に通知予定)

6 留意事項

- (1) 奈良市を除く県内全市町村からの要望を受け付ける。
- (2) 市町村は、事業者から整備計画について十分に聴取すること。
- (3) 整備要望受付後、整備計画について市町村担当者からヒアリングする予定であること。(ヒアリング日程については、改めて連絡する。)

- (4) 整備要望（下記①～③の種別毎に分ける）について、同一種別で複数要望する場合は、様式1において、必ず市町村で各種別毎に順位付けを行うこと。順位付けを行わない場合は、整備計画を受理しない。
①特養 ②老健 ③特定施設
- (5) 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加については、選定審査の公平・公正を期する観点より、別添の「整備要望の評価・選定について」の採点に影響する内容のもの（受付後に応募要件を満たすことが許されているものを除く）は一切認めないので十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- (6) 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- (7) 選定後のスケジュールの目安については、資料2を参照のこと。
- (8) 「整備」という意味には、既存施設を取得して活用することも含まれる。（資金計画の策定の際には、既存施設の取得費も含めて適切に策定すること。（但し、補助金については、取得費は対象外））